

宮城県震災遺構有識者会議報告書

宮城県震災遺構有識者会議

平成 27 年 1 月

目次

1	背景と目的	
(1)	県内の震災遺構を取り巻く状況	1
(2)	震災遺構保存に関する沿岸15市町長会議	1
(3)	宮城県震災遺構有識者会議の開催	2
2	震災遺構に関する基本的な考え方	
(1)	震災遺構保存の意義	3
(2)	震災遺構有識者会議における検討の進め方	4
①	検討対象とする震災遺構	4
②	震災遺構有識者会議における評価検討事項	4
③	評価検討の進め方	5
3	対象施設の評価	
(1)	検討対象施設の県内位置図	7
(2)	各施設の評価検討結果	8
①	仙台市立荒浜小学校及び防災集団移転跡地集落内建物基礎（仙台市）	8
②	門脇小学校（石巻市）	10
③	気仙沼向洋高校（気仙沼市）	12
④	JR仙石線野蒜駅プラットフォーム（東松島市）	14
⑤	野蒜小学校（東松島市）	16
⑥	浜市小学校（東松島市）	18
⑦	中浜小学校（山元町）	20
⑧	旧女川交番（女川町）	22
⑨	南三陸町防災対策庁舎（南三陸町）	24
(3)	評価検討のまとめ	26
①	評価結果	26
②	その他の課題	27
③	まとめ	27
	資料編	29
	・宮城県震災遺構有識者会議の経過	
	・宮城県震災遺構有識者会議開催要項	
	・宮城県震災遺構有識者会議名簿	
	・参考 かんぼの宿及びその付帯施設の検討について	

1 背景と目的

(1) 県内の震災遺構を取り巻く状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、わが国観測史上最大規模の地震とその後に発生した津波により、沿岸地域を中心に未曾有の被害をもたらし、その結果、沿岸被災地にはその痕跡を残す建造物等が数多く残された。

しかし、復旧・復興のためには災害廃棄物の処理が緊急の課題であったため、宮城県内では、発災から3年以内（平成25年度中）に災害廃棄物処理を完了するとの方針に基づき、震災がれきの解体・撤去が進められ、被災建造物等の多くが解体されることとなった。

その一方で、震災の記憶を後世に伝えるため、被災建造物を震災遺構として保存しようとする動きも出てきたが、震災遺構の保存には多額の費用を要するなど、様々な課題があった。

こうした状況の中、平成25年11月に復興庁は、震災遺構の保存に必要な初期費用について、1市町村1か所に限り復興交付金による支援の対象とする方針を発表した。これを受けて、津波で被災した沿岸市町においては、震災遺構の保存に向けた議論が活発化することとなった。

(2) 震災遺構保存に関する沿岸15市町長会議

震災遺構をめぐる県内の動向を踏まえ、県は、平成25年11月22日に「震災遺構保存に関する沿岸15市町長会議」を開催し、沿岸15市町長に対し「震災遺構保存に関する検討の進め方」を提示した。

震災遺構保存に関する検討の進め方

東日本大震災にかかる今回の津波の猛威や教訓を後世に伝えていくことは、震災を経験した我々の世代が共有する義務であり、また、震災遺構が震災の記憶風化防止を図る上でも極めて効果的であると考えられることから、県では国に対し震災遺構保存の支援を求めてきたところである。

今般、国から震災遺構の保存に対する支援の方針が示されたことから、震災遺構を抱える被災市町では改めて遺構保存の判断が求められるが、この間、震災遺構を取り巻く状況が変化し、被災市町によっては極めて難しい判断を求められる場合があることなどを踏まえ、震災遺構の保存についての検討を県としては下記のとおり進めていきたい。

記

- 1 震災遺構については、防災教育に有効と考えられるものや歴史的価値が高いと考えられるものなどがあり、また県の沿岸被災地域全体を広く見据えた上での視点も必要であることから、県で「震災遺構有識者会議」を設置して議論を深め、保存すべきものを取りまとめる。
- 2 県は前項の会議における議論を踏まえた上で、県としての考え方を被災市町に提示する。
ただし、被災市町において、既に震災遺構に関する有識者等を交えた検討組織を設置している場合は、その議論の状況を踏まえるものとする。
- 3 被災市町が判断した考えと前項の県としての考え方とが異なる場合は、双方の理解が進むよう協議に努める。

沿岸15市町長からは、上記により県が震災遺構の保存について検討を進めていくことについて了解を得た。

(3) 宮城県震災遺構有識者会議の開催

「震災遺構保存に関する沿岸15市町長会議」の結果を受けて、県は、民間有識者等9人で構成する「宮城県震災遺構有識者会議」の第1回会議を、平成25年12月18日に開催した。

震災遺構有識者会議では、震災遺構保存の意義や、県内の震災遺構候補となっている各施設の遺構としての価値等について検討し、評価結果をまとめていくこととした。

2 震災遺構に関する基本的な考え方

(1) 震災遺構保存の意義

震災遺構有識者会議では、個々の震災遺構候補施設についての検討に先立ち、震災遺構の保存の意義（震災遺構の役割）について検討を行い、以下のとおり「鎮魂」、「災害文化の伝承」、「地域を越えたメッセージ性と次世代への継承」の3項目にまとめた。

震災遺構保存の意義（震災遺構の役割）

①鎮魂

震災遺構は、被災時の状況や人々の体験・記憶など、それぞれが様々な背景を持っており、震災遺構に対して人々が抱く思いも様々である。

しかし、犠牲となられた人々を悼む気持ちや、「悲劇を繰り返さない」、「震災の記憶を風化させない」という思いは、多くの人々に共通するものであると思われ、震災遺構が、自ずとそうした祈りの場となっていくこともある。

このようなことから、震災遺構を通じて、震災で失われた人命の尊さ、被害を最小限に食い止める努力、復旧・復興に向かう姿勢など、見る人がそれぞれ震災について考え、長く記憶にとどめ続けることは、鎮魂につながるものであると考える。

②災害文化の伝承

大津波による被災の痕跡が形あるものとして残されることで、震災時の津波の大きさや破壊力が強く印象付けられ、長く伝えられていくものとなり得る。地域の人々にとっては、津波の威力とともに、震災時の体験や出来事なども合わせて想起させる存在となり、そこから様々な教訓を引き出し、学び合う場ともなり得るものである。

このように、震災遺構には、津波の恐ろしさを伝え、類似災害が発生した場合にどう対処すべきかを、地域において日常的に思い起こし語り継ぐことを促す役割があるといえる。

③地域を越えたメッセージ性と次世代への継承

震災の経験や教訓は、被災地だけでなく、他の地域の人々にも広く共有され、後世に継承されていくことが極めて重要である。震災の被害状況等を目に見える形で残すことにより、津波の破壊力と防災・減災対策の重要性などの教訓を、震災を経験していない人々にも発信し、強く訴えかけることができる。

このことから、震災遺構には、被災地以外の地域や次世代の人々も含めた幅広い対象に、震災の脅威や教訓を伝え、防災・減災意識の醸成を促す役割があるといえる。

(2) 震災遺構有識者会議における検討の進め方

①検討対象とする震災遺構

震災遺構有識者会議において県内の震災遺構候補施設の評価・検討を行うに当たり、その検討対象とする遺構は、以下の3項目に当てはまるものとした。

検討対象とする震災遺構

以下の3項目に当てはまるもの

- 被災の痕跡を残す構造物・建築物（必要に応じ地形、地層等も含む）
- 鎮魂、後世に向けて防災・減災に役立つもの
- 原則として、被災の痕跡を一定程度残した状態で現地保存されるもの

また、震災遺構有識者会議が、復興庁の遺構保存に係る支援方針の発表を受け、沿岸15市町の了解を得た上で設置されたという経緯を踏まえ、当会議においては、市町から震災遺構の候補となり得るものとして挙げられた施設を検討対象とし、最終的に7市町の9施設について評価を行った。

【検討対象施設一覧】

市町名	施設名
仙台市	仙台市立荒浜小学校 及び 防災集団移転跡地集落内住宅基礎
石巻市	門脇小学校
気仙沼市	気仙沼向洋高校
東松島市	J R仙石線野蒜駅プラットフォーム
	野蒜小学校
	浜市小学校
山元町	中浜小学校
女川町	旧女川交番
南三陸町	南三陸町防災対策庁舎

※かんぼの宿松島（東松島市）は当初検討対象としていたが、市の意向により除外

なお、震災遺構は、当会議の検討対象施設以外にも、自治体や民間の各保存主体がそれぞれの判断で保存するものも当然あり得るものであり、当会議で検討した施設に限定されるものではない。

②震災遺構有識者会議における評価検討事項

震災遺構の保存の意義等について評価検討を行う場合、遺構そのものの価値はもちろんのこと、そのほかにも保存方法などの技術的な問題、保存に係る維持管理費用、遺構周辺の土地利用との関係など、評価の観点としては様々な要素が存在する。

震災遺構有識者会議としては、客観的な観点から遺構自体の価値や保存の意義についての評価検討を行うこととし、保存に係る技術的・経費的な問題や、関連する土地利用（まちづくり）のあり方については、保存の主体となる市町において具体的に検討されるものであることから、当会議の評価検討事項とはしないこととした。

ただし、これらの事項について、特に当会議として意見や助言がある場合は、評価の際に「その他」として付することとした。

③評価検討の進め方

震災遺構有識者会議では、個々の遺構候補施設について、評価検討項目に照らしてどのような意義や価値を有すると考えられるか検討を行い、全ての施設について一通り検討を行った後、最後にまとめて総合評価を決めることとした。

個々の施設の評価検討は、「震災遺構の評価検討シート」に基づき行う。シートの評価項目は、先にまとめた「震災遺構保存の意義」を踏まえ、「破壊力の痕跡」「教訓」「発信力」「鎮魂」の4項目に整理した。

評価項目
○破壊力の痕跡：観点：津波の破壊力を示す痕跡が残されているか
○教訓：どのような教訓を導き出し得るか
○発信力：発信力があるか、またはその可能性があるか
○鎮魂：鎮魂の場としての性格を有するか、またその可能性があるか

なお、上記の評価項目以外の事項に関する意見等については、「その他」の欄に参考意見として記載することとした。

総合評価は、「1 震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある」、「2 震災遺構として保存する意義は認められる」、「3 上記1, 2以外のもの」の3区分で行うこととし、総合評価にあたって補足すべき意見がある場合は、「意見」欄に記載することとした。

震災遺構の評価検討シート

対象施設	
------	--

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承 ③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	
	発信力	発信力があるか またはその可能性があるか	
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するか またはその可能性があるか	

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	
2	震災遺構として保存する意義は認められる	
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

その他

3 対象施設の評価

(1) 検討対象施設の県内位置図



(2) 各施設の評価検討結果

① 仙台市立荒浜小学校及び防災集団移転跡地集落内建物基礎 (仙台市)

【施設の概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	仙台市立荒浜小学校及び防災集団移転跡地集落内建物基礎
所在市町	仙台市
規模・構造	鉄筋コンクリート造4階建て
所有者	施設所有者：仙台市 土地所有者：仙台市
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市沿岸部は7.2メートル（仙台新港付近）の津波に襲われた。 ・津波は校舎の2階の床上約40センチメートルまで達し、児童や教職員、避難していた地域住民を含め300名以上が校舎に取り残された。 ・ヘリコプターによる救出などにより、地震発生から約27時間後の翌日に、全員が無事に校舎から救助された。 ・荒浜地区では、建物基礎を残し、家屋は殆ど流出しており、荒浜地区全体で200名近い住民が犠牲になっている。
市町の検討状況等	・仙台市震災復興メモリアル等検討委員会において、震災遺構の保存も含めたメモリアル事業のあり方について検討している。
地元の意向	・地元意向の調査を予定している。
その他	・津波の際の「緊急一時避難場所」に指定されている。



津波で孤立する荒浜小学校



荒浜地区建物基礎群

震災遺構の評価検討シート

対象施設	仙台市立荒浜小学校及び防災集団移転跡地集落内建物基礎
------	----------------------------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承 ③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎が2階まで浸水したことで周辺の住宅の被害がセットで、破壊力の痕跡として意義がある。 ・ 浸水の痕跡のほか、1階の建具や外部の手すりにも痕跡が色濃く残されている。また、屋上から周辺の住宅基礎群が一望でき、津波の恐ろしさを感じ取ることができる。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの方がここに避難して助かっており、平野で高台がない場所での中高層建築物の有効性が示された。 ・ 地域住民や学校が防災訓練をしていたことも教訓になる。 ・ 津波浸水深4m以上では、一般的な木造住宅は倒壊の可能性が高いということがわかる。 ・ 学校と集落がセットで残った遺構はこれだけであり、住宅基礎群は津波がそこにあった生活や伝統も破壊することを知らずとも貴重。
	発信力	発信力があるかまたはその可能性はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上から俯瞰したコンクリートの住宅基礎群についてはインパクトが強い。校舎と住宅基礎群の両方が相まって発信力が生まれるのではないかと。 ・ 地区全体で遺構の整備について工夫することで、さらに発信力が高まる可能性がある。 ・ 交通のアクセスが良く、県外などからの多くの人に発信できる可能性がある。 ・ 他の学校の遺構との連携など、アクセスの面からも学校の遺構の拠点という価値も生まれるのではないかと。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎自体での犠牲者はいないが、周辺では多くの方が犠牲になっていることから、それを象徴するような形で鎮魂のための場にもなり得る。

★ 総合評価 ★

1 震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	○
2 震災遺構として保存する意義は認められる	
3 上記1,2以外のもの	

【意見】

学校だけでなく、防災集団移転跡地の住宅基礎群も併せてゾーンとして残されるということにインパクトがあり、価値が高い。

その他

- ・ 保存にあたっては、学校とともに歩んできた被災前の荒浜集落の歴史文化を知らせることや、津波が来たときの様子、なぜ多くの方が犠牲になったのかなどが分かるように工夫すべき。さらに、荒浜地区の住民の被災後の生活再建の軌跡についても、資料として公開してはどうか。
- ・ 大規模な集落遺構の管理、維持費については今後の大きな検討課題である。
- ・ 施設内を公開するためには、法的な課題について検討が必要である。
→ 不特定多数の人間が出入りすることで、建築上の防火対策、消防法上の消防設備、避難経路の確保などが基本的に要求されると思われる。

②門脇小学校（石巻市）

【施設の概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	門脇小学校
所在市町	石巻市
規模・構造	鉄筋コンクリート3階建て
所有者	施設所有者：石巻市 土地所有者：石巻市
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎は1階床上2メートル、体育館は床上まで浸水したほか、津波で運ばれてきた車両等からの出火により校舎が延焼した。地震、津波、火災の被害を受けた唯一の建築物である。 ・学校にいた児童230名は、避難訓練どおり学校背後の日和山に避難して無事だった。 ・校庭に避難していた住民約50名は校舎に逃げ込んだが、浸水し火の手が迫ったため、2階から日和山に脱出し難を逃れた。 ・門脇地区一帯では、大量のがれきと車が押し寄せて火災が発生し、翌々日の午後6時頃まで燃え続けた。多くの方がその火災により亡くなっている。
市町の検討状況等	・石巻市震災伝承検討委員会の中で、保存する方向で検討されている。
地元の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートでは、震災遺構候補として門脇小学校を挙げた人が最も多かった。 ・門脇町復興まちづくり協議会からは解体を要望されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の周辺一帯は土地区画整理事業により整備される予定である。 ・近くの南浜地区には、約48ヘクタールの復興祈念公園の整備構想がある。



焼け残った校舎



校舎1階内部

震災遺構の評価検討シート

対象施設	門脇小学校
------	-------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承 ③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	・ 内部の焼損がかなり大きく、津波火災の痕跡を残す唯一の施設であり、津波火災の危険性を後世に伝える貴重な遺構となりうる。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	・ 津波火災は、人為的な消火がほとんど不可能であるという教訓を伝える意味で、貴重である。 ・ 地形的に背後に山が迫っているため漂流物の逃げ場がなく、独特の被害があったことなども、今後、建物を建設する際の教訓であり、地形による被害パターンという点でも、今後の災害対策に資すると考えられる。 ・ 避難行動としては、本来、校舎ではなく裏の高台に逃げるべきであった。高台が近くにある場合は、建物ではなく高台に避難すべきという教訓が読み取れる。 ・ 校舎に避難したというのは避難行動としては不適切であり、保存するならばネガティブな教訓もしっかり残してほしい。
	発信力	発信力があるかまたはその可能性があるか	・ 津波火災の怖さが大きな発信力である。 ・ 流されてきた車から漏れたガソリンに引火して火災が起きており、焼け焦げた姿は非常に高い発信力があり、貴重である。 ・ 門脇小学校は歴史があり、石巻市民にとって象徴的な存在で思い入れがあることから、発信力は高い。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性があるか	・ 建物内での犠牲者はいないが、地区で亡くなった方も多く、地区の悲惨さを伝える貴重な遺構となりうる。その場合、残し方については、相当な配慮が必要になる。鎮魂については、もっと広い地域的な視点で突き詰めて考える必要がある。

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	○
2	震災遺構として保存する意義は認められる	
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

津波火災の痕跡を残す唯一の建物として貴重であり、避難行動についての反省という教訓の点からも価値が高い。

その他

- ・ 大きな建物であり、どのように維持していくかが問題である。全体ではなく一部を残していくことも検討課題であると考えられる。
- ・ 外側からでは被害が分かりにくいですが、施設内を公開しない場合は、どのように残していくのか多面的な議論が必要になる。
- ・ 被災当時を再現した映像の記録が残されており、そういうものも活用しながらどう残していくかを検討してほしい。
- ・ 周辺の区画整理事業における土地利用や景観などとの関係が難しい。
- ・ 保存することについて、住民の方々の不快感があると考えられるので、相当工夫した形で残す必要があると思われる。
- ・ 住民への配慮、グラウンドの活用の仕方もある必要がある。
- ・ 施設内を公開するためには、法的な課題について検討が必要である。
→ 不特定多数の人間が入り出すことで、建築上の防火対策、消防法上の消防設備、避難経路の確保などが基本的に要求されると思われる。

③気仙沼向洋高校（気仙沼市）

【施設の概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	気仙沼向洋高校
所在市町	気仙沼市
規模・構造	鉄筋コンクリート造4階建て
所有者	施設所有者：県（教育庁） 土地所有者：県（教育庁）
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・10メートルを超える津波が襲来し、校舎4階の床上30センチメートルまで到達した。 ・地震発生時は約170名の生徒が部活動等を行っていたが、当初は高校から約1キロメートル離れた地福寺に避難。その後、より高さのあるJR階上駅、さらに内陸側の階上中学校へと避難し全員無事だった。 ・校舎内に残った教員や校舎改修の工事関係者計46名は、屋上に避難し難を逃れた。翌日、地域住民5名と合流し、流れ着いたボートで自力で脱出した。 ・校舎は現在もほぼ震災当時のままに残っており、近隣の冷凍工場建屋が激突した4階壁面、3階に突っ込んだ車、渡り廊下に積み重なる車などが、当時の被害状況を今に留めている。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回復興交付金で保存検討に係る調査費が認められており、保存方法等について調査及び検討が行われる。 ・気仙沼市震災遺構検討会議の中で検討されている。
地元の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・階上地区振興協議会及び階上地区まちづくり協議会から、同校を市の遺構とすることを求める提言書が市に提出されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会では、平成26年度予算に解体費を計上しているが、気仙沼市が保存を検討しているため保留中である。



校舎全景



冷凍工場がぶつかった4階壁面

震災遺構の評価検討シート

対象施設	気仙沼向洋高校
------	---------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承 ③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	<ul style="list-style-type: none"> 校舎の4階部分に非常に大きな漂流物が衝突した痕跡が、津波の破壊力を示している。 建物内部の損傷が非常に大きく、破壊力の痕跡を示している。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	<ul style="list-style-type: none"> (校外への避難については)津波情報を正確に判断しながら避難を行ったという点で参考になる。 屋上に逃げた46人については、4階建てでなければ危なかったと思われ、平地における避難ビルの有効性が出たといえる。
	発信力	発信力があるか またはその可能性があるか	<ul style="list-style-type: none"> 想像を絶する津波の破壊力は発信力にもなるのではないか。また、車が建物の中まで入っているということについては、大きなインパクトがある。 県内最北端の遺構候補であり、最南端の中浜小学校とつなげることで面的な広がりを発信できる。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するか またはその可能性があるか	

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	
2	震災遺構として保存する意義は認められる	○
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

津波浸水被害を受けた痕跡が残されており、地域の避難場所としての役割から教訓を導き出すこともできる。

その他

- このような大きな施設を自治体が管理できるのか。維持管理費などなかなか難しいのではないかな。
- 全部ではなく、一定程度教訓を伝えられるだけの残し方が良いという考え方もある。施設内を公開するのかどうかなど、実際に保存したときにどれだけ発信力があるかも含め、地元でよく検討してほしい。
- 施設内を公開するためには、法的な課題について検討が必要である。
→不特定多数の人間が出入りすることで、建築上の防火対策、消防法上の消防設備、避難経路の確保などが基本的に要求されると思われる。

④ J R 仙石線 野蒜駅プラットフォーム（東松島市）

【施設の概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	J R 仙石線 野蒜駅プラットフォーム
所在市町	東松島市
規模・構造	鉄筋コンクリート 駅舎2階建て
所有者	施設所有者：市， J R 東日本(株) 土地所有者：市， J R 東日本(株)
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎の1階部分が浸水した。 ・ 被災時は数人の利用客がいたが， 駅員の誘導で， 駅舎の2階から屋上へ避難した。 ・ 米軍が「トモダチ作戦」の一環として， 自衛隊と共同で野蒜駅のがれき撤去作業を行った。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォームは， 被災の痕跡を残したままの状態での保存予定である。 ・ 旧駅舎は， 市の観光交流拠点「野蒜地域交流センター」として整備した。 ・ 5月29日に1階部分のコンビニエンスストアがオープンしている ・ 2階は多目的スペースとして整備し， 6月に完成した。 ・ 1階には交流及び憩いスペースが設けられ， 被災状況を伝える写真が展示されている。 ・ 建物の外壁には， 津波の高さが表示されている。
地元の意向	・ 地元住民から， 震災遺構としての保存及び活用を要望されている。
その他	



プラットフォーム全景



フォーム上

震災遺構の評価検討シート

対象施設	JR仙石線野蒜駅プラットフォーム
------	------------------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	<ul style="list-style-type: none"> 線路が途切れている様子など、震災時にどのようなことが起きたのかを想像させる力、心の中に絵を描かせる力がある。 よく見るとあちらこちらに被災の痕跡が残っている。それが分かるようにパネル等で示していくことが大切である。 直線であるはずの線路が湾曲しており、津波の痕跡が残されている。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	<ul style="list-style-type: none"> 人が集まる場所を海に近い平地に設置し被災したことは、今後、公共施設を設ける際の教訓になる。 駅舎の屋上に避難して助かったことは、今後の避難行動の教訓となる。 公共交通機関であってもこのような被害にあうということは教訓になる。
	発信力	発信力があるかまたはその可能性があるか	<ul style="list-style-type: none"> 駅の遺構は他にはないので希少性があり、遺構として価値がある。 東名駅での電車の被災や避難など鉄道施設特有の状況なども合わせて紹介することで、発信力がさらに高まると思われる。 旧駅舎内に周辺の被害状況も展示することで発信力が一層高まる。 駅東側にある東名運河が津波の力を弱めたと言われている。県でも運河群を復興の象徴と位置づけたビジョンを策定しているの、連携して広く発信していくことにより、発信力がさらに高まる。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性があるか	

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	
2	震災遺構として保存する意義は認められる	○
3	上記1,2以外のもの	

【意見】
プラットフォームのみでなく線路など周辺を含めたゾーンとして保存されれば、さらに震災遺構としての価値が高まる。

その他

プラットフォームだけでなく、線路や軌道なども一体としたゾーンとして捉えた方が、遺構としての価値が高まる。

⑤野蒜小学校（東松島市）

【施設概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	野蒜小学校
所在市町	東松島市
規模・構造	鉄筋コンクリート3階建て
所有者	施設所有者：東松島市 土地所有者：東松島市
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 9mの津波で校舎の1階部分が浸水した。 ・ 児童約70名を含む300名以上が体育館に避難した。1階部分が津波に襲われ、十数名が犠牲となった（児童の犠牲者はなし）。 ・ その後避難所を校舎とし、直接避難してきた人も含め、約450名の避難者を受け入れた。 ・ 校内での児童の犠牲者はなかったが、9名の児童が、下校中または下校後に津波に襲われ死亡した。 ・ 体育館は遺体安置所となった。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波で破壊された教室や当時のままの黒板、止まった時計などをそのまま残す方向で検討している。 ・ 被災状況の写真や避難状況を伝える展示も行う予定である。 ・ 住民の避難場所にもなることから、避難の重要性など震災の経験や教訓を伝えていく。 ・ 津波浸水の高さを表示することも考えている。 ・ 体育館は解体済み。
地元の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元住民から、震災遺構としての保存及び活用を要望されている。
その他	



校舎全景



校舎近景

震災遺構の評価検討シート

対象施設	野蒜小学校
------	-------

【重要度の評価】

※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承 ② 災害文化の伝承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階部分のサッシが壊れているところに痕跡が見られる。そのような弱いところが壊れて、主体的な構造が守られるという面がある。内部はトイレ等の設備関係が大きな被害を受けており、痕跡が残っている。外側からみると分かりにくい面があるが、内部には津波の破壊力の痕跡が残っている。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野蒜小学校と浜市小学校は、海からの距離はほぼ同じだが、野蒜小は東名運河が津波を弱めた一方、浜市小は近くの川を遡上した津波が脇から来たということで危険度に差があり、両方を保存し比較することで地理的条件によって被災状況が変わるという教訓になる。 ・ 多くの児童や住民などが避難した中、助かった人もいる一方、体育館での犠牲者も出るなど、ポジティブな教訓とネガティブな教訓の両方がある。 ・ 避難所として一般的に認知されている学校が被害を受けたことは、教訓になる。
	発信力	発信力があるかまたはその可能性はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構として保存されることに加え、地元の人やNPOが教訓となり得るものを発信するなどの活用もされるのであれば、発信力がさらに高まる。 ・ 日本では学校が避難所として一般的に認知され機能しているという事実は発信力につながる。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館では犠牲者も出ていて、その後は、遺体安置所にもなった。その体育館は既に解体されているが、津波の直接的な痕跡ということだけでなく、社会的な対応の部分についてゾーンとして残していくのであれば鎮魂につながる。

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	
2	震災遺構として保存する意義は認められる	○
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

津波浸水被害を受けた痕跡が残されており、地域の避難場所としての役割から教訓を導き出すこともできる。

その他

- ・ 学校は大きな施設であり、どうやって残していくのか。経年劣化したときに市の重荷にならないか心配である。
- ・ 管理コストの面から、使えるものは使っていきたいと考えたものと思われる。被災前と同じ用途で活用するもの、用途を変えて活用するものがあり、それらをどう考えるか。また、他の再利用されている施設との違いが分かりにくい。
- ・ 校舎の一部を残して他の部分は活用するというケースであり、他の施設と比較して判断が難しい。
- ・ 震災遺構の要素を持つ記念館的なものにして、地域全体の被害を伝えるような活用も考えてほしい。
- ・ 施設内を公開するためには、法的な課題について検討が必要である。
- 不特定多数の人間が出入りすることで、建築上の防火対策、消防法上の消防設備、避難経路の確保などが基本的に要求されると考えられる。

⑥浜市小学校（東松島市）

【施設概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	浜市小学校
所在市町	東松島市
規模・構造	鉄筋コンクリート2階建て（一部3階）
所有者	施設所有者：東松島市 土地所有者：東松島市
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・津波で校舎の1階を越える高さまで浸水した。 ・児童167名，教職員14名，出入り業者2名が校舎内にいた。 ・大津波警報発令を知り体育館や校庭への避難は危険と判断し，校舎3階の音楽室等に避難して全員無事であった。（校舎は前縁に耐震補強工事済み） ・近隣からの避難者を含め，合計405名が避難した。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・津波で破壊された教室などをそのまま残す方向で検討している。 ・被災状況の写真や避難状況を伝える展示も行う予定である。 ・住民の避難場所にもなることから，避難の重要性など震災の経験や教訓を伝えていく。
地元の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民から，震災遺構としての保存及び活用を要望されている。
その他	



校舎全景



校舎近景

震災遺構の評価検討シート

対象施設	浜市小学校
------	-------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承 ③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	・ 1階部分のサッシが壊れているところに痕跡が見られる。そのような弱いところが壊れて、主体的な構造が守られるという面がある。内部はトイレ等の設備関係が大きな被害を受けており、痕跡が残っている。外側からみると分かりにくい面があるが、内部には津波の破壊力の痕跡が残っている。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	・ 野蒜小学校と浜市小学校は、海からの距離はほぼ同じだが、野蒜小は東名運河が津波を弱めた一方、浜市小は近くの川を遡上した津波が脇から来たということで危険度に差があり、両方を保存し比較することで地理的条件によって被災状況が変わるという教訓になる。 ・ 1933年の昭和三陸地震の後に危険区域として県令が出されたが、また人が住み始めて学校ができてしまった地域であり、現物を残すことによって被害を伝えていくという警告としての教訓の意義がある。 ・ 避難した児童らが上階に避難して全員助かっており、ポジティブな教訓がある。 ・ 避難所として一般的に認知されている学校が被害を受けたことは、教訓になる。
	発信力	発信力があるかまたはその可能性があるか	・ 遺構として保存されることに加え、地元の人やNPOが教訓となり得るものを発信するなどの活用もされるのであれば、発信力がさらに高まる。 ・ 日本では学校が避難所として一般的に認知され機能しているという事実は発信力につながる。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性があるか	

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	
2	震災遺構として保存する意義は認められる	○
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

津波浸水被害を受けた痕跡が残されており、地域の避難場所としての役割から教訓を導き出すこともできる。

その他

- ・ 学校は大きな施設であり、どうやって残していくのか。経年劣化したときに市の重荷にならないか心配である。
- ・ 管理コストの面から、使えるものは使っていきたいと考えたものと思われる。被災前と同じ用途で活用するもの、用途を変えて活用するものがあり、それらをどう考えるか。また、他の再利用されている施設との違いが分かりにくい。
- ・ 校舎の一部を残して他の部分は活用するというケースであり、他の施設と比較して判断が難しい。
- ・ 震災遺構の要素を持つ記念館的なものにして、地域全体の被害を伝えるような活用も考えてほしい。
- ・ 地域で伝承していくのであれば、「宮城県北部地震」でも矢本地区は大きな被害があったので、この地域では津波被害だけでなく内陸型の震災もあるということを伝えてほしい。
- ・ 施設内を公開するためには、法的な課題について検討が必要である。
→ 不特定多数の人間が入り出すことで、建築上の防火対策、消防法上の消防設備、避難経路の確保などが基本的に要求されると思われる。

⑦中浜小学校（山元町）

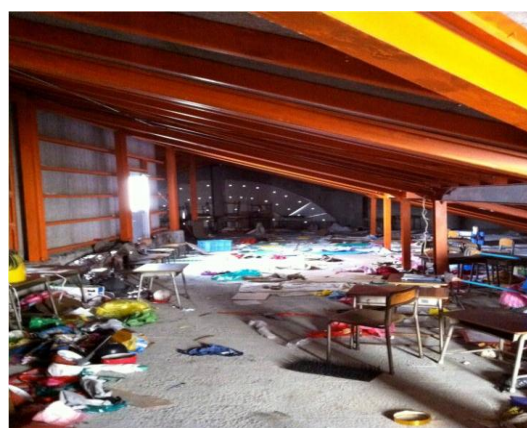
【施設概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	中浜小学校
所在市町	山元町
規模・構造	鉄筋コンクリート2階建て
所有者	施設所有者：山元町 土地所有者：山元町
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎は約10メートルの津波に襲われ、校舎の2階の天井付近まで浸水し、屋上のみが被災を免れた。体育館は引き波で大破した。 ・津波到達予想時刻が10分後であったため、徒歩20分かかる二次避難所の坂元中学校への避難を断念し、児童と職員、保護者、町職員、地区住民の計90名が校舎の屋上に避難した。 ・校舎は孤立し、避難者は屋上で一夜を過ごしたが、翌朝自衛隊ヘリコプターに発見され、全員が無事救出された。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回復興交付金で保存検討に係る調査費が認められ、保存方法等の検討が行われている。 ・山元町震災伝承検討委員会で「保存の道を探る」という方向で議論されており、利活用についても検討している。
地元の意向	・町民アンケートでは7割近くが保存に肯定的であった。
その他	



校舎全景



屋根裏倉庫

震災遺構の評価検討シート

対象施設	中浜小学校
------	-------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承 ③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	<ul style="list-style-type: none"> 海の近くに立地しており、被害の痕跡は大きく残っている。 平地では津波の引き波の破壊力が大きくなるのが形で残されており、破壊力の痕跡があるといえる。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	<ul style="list-style-type: none"> 平地における高層の建築物の有用性を示したといえるが、避難した際に孤立する可能性があることも考える必要があり、教訓となる。 事前に避難計画を作っていたことが、実際の避難行動に役立ったという点は教訓といえる。 屋上倉庫と避難階段がハザードマップから考慮されて造られたことは、平地における小学校のあり方について教訓になる。 (※ハザードマップを考慮して対策が講じられていたことを確認)
	発信力	発信力があるか またはその可能性があるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波湾とセットにできれば津波の猛威を伝えることができ、付加価値となり得る。 県南には遺構はほとんどなく、県内最南端の遺構候補であり、貴重である。 屋上の倉庫等が想定に基づいて対策がとられていたのであれば、被災地以外での対策としても、全国に発信できる。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するか またはその可能性があるか	

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	
2	震災遺構として保存する意義は認められる	○
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

津波浸水被害を受けた痕跡が残されており、地域の避難場所としての役割から教訓を導き出すこともできる。

その他

- ・アクセスの面や、周辺の活用が未定であるため、周囲に何も無い状況になりかねない。保存するのであれば、周辺の被災状況もあわせて伝える必要がある。
- ・周辺に何もなくなるので、津波避難ビルにすれば周辺を訪れる人のためのものになる。
- ・施設内を公開するためには、法的な課題について検討が必要である。
→不特定多数の人間が入り出すことで、建築上の防火対策、消防法上の消防設備、避難経路の確保などが基本的に要求されると思われる。

⑧旧女川交番（女川町）

【施設概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	旧女川交番
所在市町	女川町
規模・構造	昭和55年に建設，鉄筋コンクリート造2階建て
所有者	施設所有者：県（警察本部） 土地所有者：県（警察本部）
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・女川町を襲った津波の最大波は14.8メートルに達した。（港湾空港技術研究所調査） ・女川交番に勤務していた2名の警察官は，大津波警報発令後，パトカーから避難を呼びかけるとともに，逃げ遅れた町民を乗せて高台を目指していたため難を逃れたため，当施設での直接的な犠牲者は出ていない。 ・交番は，津波の引き波により，元の位置付近で横倒しになった。建物上部に漂流物による損傷等が残るほか，基礎部分の杭が引き抜かれているところを見ることができる。 ・現在，満潮時には30センチメートル程度浸水をする。 ・県警察の施設では，2つの警察署と25の交番及び駐在所等の施設が津波による流出，損壊等の被害を受けたが，多くが解体撤去または修繕により継続使用されており，被災後の状態を残しているのは当施設のみである。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・女川交番のある区域は，観光交流エリアとして造成されることが予定されており，嵩上げ工事は平成29年頃となる見込みである。時間的な余裕もあり，まちづくりへの支障は少ない。 ・町では，現地保存する方向で既に具体的な検討に入っている。 ・県警では，女川交番の保存について，町からの具体的な相談等に対応していく考えであるとのこと。
地元の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・保存に対する反対意見なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・町では，現地保存と3Dデータの活用の両方について検討する予定である。 ・県警察では，避難広報や避難誘導中の警察官14名が津波の犠牲となったことを受け，警察官自身の安全を確保しつつ，効果的な避難誘導活動を行うための行動ルールを定めた津波避難誘導マニュアルを策定，実践的な訓練を行っている。



旧女川交番

震災遺構の評価検討シート

対象施設	旧女川交番
------	-------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承	③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか ・ 鉄筋コンクリート造の建物が津波で被災したというのは日本では初めての事例であり、また、大規模な津波で倒壊、転倒したという事例は世界的に見ても少ない。 ・ 小規模かつ単純な構造であることから、一見しただけで被災状況がわかるという点で、専門家はもちろん、広く一般にとっても貴重である。
		教訓	どのような教訓を導き出し得るか ・ 津波への恐怖感をまざまざ感じさせる物件であり残すことが、教訓になる。 ・ 建築学会において、津波に対しての構造設計法、特に浮力に対する構造基準が作られており、津波避難ビル等を今後どのように設計するかということについて、大きな教訓を与えてくれる。
		発信力	発信力があるかまたはその可能性があるか ・ 建築の構造技術者等の関係者にとっては、非常に貴重で関心の高いものである。歴史的にも価値が高い。 ・ 町内で同様に転倒した他の建物の被災状況や、被災前の状況も分かるように展示するなど、合わせて情報発信することで、発信力が一層高まる。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性があるか ・ 交番での直接の犠牲者はないが、周辺、町全体では多くの人が犠牲になっている。そのような説明も加え、町の象徴的な遺構となれば、町全体の鎮魂の場になる可能性があり、外から来た人にとってもそのようになると考えられる。	

★ 総合評価 ★

1 震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	○
2 震災遺構として保存する意義は認められる	
3 上記1,2以外のもの	

【意見】

鉄筋コンクリート造の建物が津波の引き波で横倒しになった事例として、希少性が高い。

その他

- ・鉄筋コンクリート造であるため、比較的保存がしやすい。
- ・周辺を公園として整備するとされているが、美しく残すことにきめ細かく配慮することで、保存する価値は高まると考えられる。
- ・メモリアル公園内に震災遺構として保存されることで、土地利用を阻害しないことや、情報発信に有効であるとの評価もできる。
- ・遺構を見るのは辛いという人もいるので、その心情にも配慮があると良い。

⑨南三陸町防災対策庁舎（南三陸町）

【施設概要】

H26. 12. 18 現在

施設名	南三陸町防災対策庁舎
所在市町	南三陸町
規模・構造	重量鉄骨構造3階建て
所有者	施設所有者：南三陸町 土地所有者：南三陸町
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ15.5メートルの大津波が押し寄せ、高さ12メートルの防災対策庁舎は鉄骨の骨組だけが残った。(チリ地震津波の最大波高は6メートル) ・隣接していた行政第一庁舎、第二庁舎は流出した。 ・地震観測後、町災害対策本部が設置され、職員が情報収集等に当たっていたが、大津波襲来により庁舎の屋上に避難した。屋上の床上3.5メートルに達する大津波に襲われ、町長ら11名は生還したが、職員や住民43名が犠牲になった。 ・防災無線で町民に最後まで避難を呼びかけ犠牲となった女性職員については、全国的に大きく報道され埼玉県の公立学校の道徳の教材になった。 ・庁舎前には献花台が設置されており、多くの人が手を合わせる場となっている。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理事業（がれき処理）の期限が平成25年末とされていたことや平成24年9月町議会において「早期解体」の陳情が採択されたこと、保存経費の問題等をふまえ、平成25年9月26日に町長が解体を表明した。 ・平成25年11月2日、防災対策庁舎前で慰霊祭が行われた。 ・平成25年11月22日「震災遺構保存に関する沿岸15市町長会議」において、町長が県有識者会議の検討対象とすることを了承した。
地元の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族や住民から、「早期解体」・「解体の一時延期」・「保存」の陳情が町と町議会に提出され、平成24年9月、町議会は「早期解体」の陳情を採択した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎周辺は公園として整備することが検討されている。



防災対策庁舎

震災遺構の評価検討シート

対象施設	南三陸町防災対策庁舎
------	------------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承 ③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか	・内外装材がすべて流失し、鉄骨の骨組や階段だけが残された姿は、津波の破壊力を強く示している。また、柱や階段が折れ曲がっているのは、非常に衝撃的な印象を与える。
	教訓	どのような教訓を導き出し得るか	<ul style="list-style-type: none"> ・行政関係の施設の震災対策の重要性が明らかになった。 ・住民と職員の生命を守り、災害対応、危機管理を行っていくことの根本的なあり方についての教訓としては、非常に強い力がある。 ・住民の生命や財産を守ることを最優先にしつつ、職員の生命や財産も守る必要性についての教訓をこの遺構から感じ取ってもらいたい。 ・公共の建築物を建てる立地について熟慮させるという教訓がある。 ・建物の構造自体は残ったことで、屋上で助かった人もいたということは教訓になるのではないか。 ・遺族や住民の心情への配慮が十分に行われるべきであるが、減災や防災を伝える非常に貴重な財産として、未来の教育のためにも残すべき。
	発信力	発信力があるかまたはその可能性はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・既に東日本大震災を象徴する遺構と広く認知されており、今回の遺構候補の中では世界的に見ても最も知名度の高い遺構といえる。 ・「3.11」について問いかけをしていく力が一番強く、発信力が非常に大きい。 ・原爆ドームにも劣らないインパクトと印象を与える遺構である。 ・建築的に見て非常にシンプルでコンパクトであり、モニュメントとしての性格を強く持っており、高い発信力を有する。 ・この遺構があるために何度も訪れる人も多く、震災の時に生まれた支援の絆を今後も続けていくきっかけになり得る。 ・防災対策庁舎を保存することは、東日本大震災を風化させないという意味の表れを発信できる。
① 鎮魂	鎮魂	鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も鎮魂慰霊の場として非常に大きな役割を果たしている。多くの人が、庁舎の前に行くと自然に手を合わせるような心情になると思われる。 ・地元をはじめとして多くの人が献花に訪れており、当遺構、南三陸町、さらには東日本大震災の全ての犠牲者を追悼する場になっている。 ・遺族の中には、庁舎に繰り返しお参りに来る方もいると聞いており、追悼の拠り所として後世に伝えることが、その遺族の方々の心情に応える形になるのではないか。

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	◎
2	震災遺構として保存する意義は認められる	
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

世界的に最も認知度が高く、3.11東日本大震災について問いかける力が非常に強い。原爆ドームにも劣らないインパクトを持ち、強い発信力がある。
遺族の心情にも配慮が必要であり、拙速に判断するのではなく時間をかけて考えることも検討すべきである。また、町だけに対応を委ねるのは負担が大きいため、県などの第三者が関与することも検討すべきである。

その他

- ・時代とともに遺構に対する考えが変わるかもしれない、時間の要素も考えて例えば10年ごとに見直しというような時間軸も含めたシステムを考えて、解体されることのないように、禍根を残さないようにするべきだ。
- ・これまでの経過から町による保存が難しいようであれば、県などの第三者による保存も検討する必要がある。
- ・例えば財団等、国、県も交付金を活用しながら残していくような議論をして、保存を検討する仕組みを検討することも考えられる。また、モトリウムを置き、10年ごとに合意形成を図るというようなことをやっていると難しい状況にあると思う。
- ・南三陸町に負担をかけない形で、民間からのお金も含めて、我々国民全体で保存しようと気運が高まるような、原爆ドームのような遺構になればと考える。
- ・早急に判断を決めるのではなく、時間を置いて議論を継続し、大きな意思の表れとして保存について検討を行うべき。
- ・時間を置いて議論する場合は、町の苦労を長引かせることにならないよう、例えば県が節目において精査を行うというようなことも含めて、今後の時間を誰の責任において見守っていくのかということ、他の遺構は必要ないが、この遺構については考えていくべき。それだけ他の遺構と比較して特段に価値の高い、突出した遺構と言える。
- ・遺族の心情への配慮から難しい場合は、現地保存にこだわらずに保存すべき価値がある遺構である。
- ・現地保存でなければ意味がないが、現物保存ということについては、遺族の心情を考慮してやむを得ない場合は、何らかのモニュメント化や見えないようにするなどの工夫を考えることも必要である。

(3) 評価・検討のまとめ

① 評価結果

震災遺構有識者会議では、前述のとおり、7市町の9施設についてそれぞれ総合評価を行った。

当会議の検討対象となった9施設については、評価項目として設定した「破壊力の痕跡」「教訓」「発信力」「鎮魂」の4つの観点から評価を行い、いずれも震災遺構として保存する意義や価値が認められたが、この中で、震災遺構としての希少性や発信力がある点などが高く評価された施設は、「1 震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある」との総合評価とした。

総合評価 検討対象施設	1 震災遺構として、ぜひ 保存すべき価値がある	2 震災遺構として保存 する意義は認められる	3 1, 2以外のもの
仙台市立荒浜小学校及び防災 集団移転跡地集落内建物基礎 (仙台市)	○		
門脇小学校 (石巻市)	○		
気仙沼向洋高校 (気仙沼市)		○	
JR仙石線野蒜駅プラットフォーム (東松島市)		○	
野蒜小学校 (東松島市)		○	
浜市小学校 (東松島市)		○	
中浜小学校 (山元町)		○	
女川交番 (女川町)	○		
南三陸町防災対策庁舎 (南三陸町)	◎		

このうち、「南三陸町防災対策庁舎」については、今回の遺構候補の中では世界的に最も認知度が高いという意見や、3. 1 1について問いかける力が一番強いという意見、また、原爆ドームにも劣らないインパクトと印象を与えるなどといった意見が出され、「破壊力の痕跡」「教訓」「発信力」「鎮魂」のすべての項目において高く評価された。

このため、総合評価を「1 震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある」とした上で、震災を象徴する遺構であること等を考慮し、今回検討対象となった遺構候補の中で取り分けて高い価値があると評価した（表記上は◎）。

このように南三陸町防災対策庁舎は、県内の震災遺構候補の中でも特段に高い価値があると評価されることから、当会議としては、南三陸町防災対策庁舎についてのみ、特に下記の意見を付け加えることとした。

○拙速に結論を出すのではなく、時間をかけて考えることも検討すべき

○町のみに対応を委ねることは負担が大きいため、県などの第三者が関与することも検討すべき

②その他の課題

震災遺構有識者会議では、各検討対象施設について、震災遺構としての価値や保存の意義という観点から評価検討を行ってきた。

しかし、実際に個々の施設を震災遺構として保存する場合には、それぞれの価値や意義を踏まえた上で、保存に係る技術的・経費的問題や、復興まちづくりなど周辺の土地利用との関連等も含め、より具体的に検討していくことが必要となる。

このような課題は、当会議の主たる検討事項ではないものの、各市町が実際に震災遺構の保存を考える際には重要な課題になると考えられる。当会議の議論の中でも、こうした事項に関連する意見が出されたことから、特に多くの震災遺構に共通すると思われる意見を、参考として記載する。

- 震災遺構として保存する場合、訪れる人への見せ方の工夫や、外への情報発信が重要である。また、施設によっては建物の中を見せるといったケースも考えられるが、その場合は、建築基準法や消防法等で求められる安全上の対応等にも十分留意する必要がある。

なお、被害状況や避難行動の記録、津波浸水区域等周辺の情報などを、映像や写真、デジタルアーカイブなどにより、情報発信していくことも重要と考えられる。

- 震災遺構は、震災の記憶や経験、教訓などを目に見える形で多くの人に伝えることができる一方で、被災者の中には、辛い記憶を思い出させるものとして受け止められる場合もある。このため、保存にあたっては住民の心情にも配慮した対応が必要となる。
- 震災遺構を保存する場合は、その主体となる市町が維持管理を行い費用も負担することとなる。特に、大規模な施設の場合は、多額の維持管理費を要する可能性もあることから、将来的な負担も考慮に入れて保存の可否や保存方法を検討することが必要である。

上記以外にも、震災遺構の保存をめぐるのは、個々の施設の状況により様々な課題があるものと思われ、各市町においては、そうしたものも含めて具体的な検討が行われるものとする。

③まとめ

宮城県震災遺構有識者会議は、県の沿岸被災地域全体を広く見据えた上での視点から、震災遺構についての議論を深めていくために開催されたものであり、市町から挙げられた震災遺構となり得る施設について、平成25年12月から1年間、計7回にわたる会議において検討を重ねてきた。

当会議は、震災遺構の価値や保存の意義等について検討を行うとの立場から、始めに震災遺構の基本的な考え方や保存の意義、さらに評価の考え方について議論を行い、具体的な評価項目として「破壊力の痕跡」「教訓」「発信力」「鎮魂」を設定した上で、この4つの観点から各検討対象施設の評価検討を行った。各施設の評価結果については、前述のとおりである。

震災遺構の保存方法なども含めた具体的な検討は、保存主体となる各市町において行われることとなるが、その場合には、当会議の意見も参考にしながら、個々の施設の実情を踏まえて保存について判断していただきたいと考えている。

なお、南三陸町防災対策庁舎については、県内の震災遺構候補の中でも震災遺構としての価値が特段に高いと評価されることから、特に、「拙速に結論を出すのではなく、時間をかけて考えることも検討すべき」との意見と、「町のみに対応を委ねることは負担が大きいため、県などの第三者が関与することも検討すべき」との意見を総合評価に付しているため、これらの意見も十分に踏まえて検討いただきたい。

資 料 編

宮城県震災遺構有識者会議の経過

年月日	事 項
H25. 11. 15	復興庁が震災遺構保存に係る支援方針を発表 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村につき1か所まで ・保存のために必要な初期費用を対象とする
H25. 11. 22	震災遺構保存に関する沿岸15市町長会議 <ul style="list-style-type: none"> ・県が有識者会議を設置し震災遺構の保存について検討することを了承 ・会議の議論を踏まえ、県としての考え方を市町に提示する ・市町の判断した考えと県の考え方が異なる場合は、双方の理解が進むよう協議に努める
H25. 12. 18	第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・遺構保存の意義、保存の目安を議論
H26. 1. 31	第2回会議
H26. 3. 6 3. 12 3. 19 3. 20	現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・現地で施設の状況を調査・確認
H26. 5. 15	第3回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・遺構保存の意義と評価項目を議論 ・旧女川交番について議論
H26. 7. 15 7. 17	現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・現地で施設の状況を調査・確認
H26. 7. 31	第4回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・旧女川交番、JR仙石線野蒜駅プラットフォーム、かんぼの宿松島、野蒜小学校、浜市小学校について議論
H26. 9. 18	第5回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・門脇小学校、中浜小学校、気仙沼向洋高校について議論 (かんぼの宿松島は、東松島市の意向により検討対象から除外)
H26. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・震災遺構有識者会議に対し、「南三陸町防災対策庁舎を考える町民運動を応援する会」から「南三陸町防災対策庁舎保存要望書」が提出された。
H26. 11. 21	第6回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜小学校及び防災集団移転跡地集落内建物基礎、南三陸町防災対策庁舎について議論
H26. 12. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・震災遺構有識者会議に対し、「南三陸町防災対策庁舎解体を望む会」から「声明書」が提出された。
H26. 12. 18	第7回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・各検討対象施設の総合評価 ・評価結果を知事に報告

宮城県震災遺構有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 東日本大震災における震災遺構のあり方について、広く有識者から意見聴取を行うため、宮城県震災遺構有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 震災遺構の保存に関する事
- (2) その他震災遺構に関する事

(構成)

第3条 会議は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長等)

第4条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認められるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、宮城県震災復興・企画部地域復興支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

宮城県震災遺構有識者会議名簿

(敬称略)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
公益財団法人 東北活性化研究センターフェロー	牛 尾 陽 子	
一般社団法人 キッズ・メディア・ステーション代表理事	太 田 倫 子	
一般社団法人 減災・復興支援機構理事長	木 村 拓 郎	副座長
立教大学大学院教授	長 坂 俊 成	
宮城学院女子大学学長 (前 東北大学災害科学国際研究所所長)	平 川 新	座 長
公益社団法人 日本建築家協会東北支部復興支援委員会委員長	松 本 純一郎	
宮城県市長会会長 (仙台市長)	奥 山 恵美子	
宮城県町村会会長 (利府町長)	鈴 木 勝 雄	
宮城県震災復興・企画部長	伊 藤 和 彦	~H26.3.31
	山 田 義 輝	H26.4.1~

参考 かんぽの宿松島及びその付帯施設（東松島市）

当該施設については、震災遺構候補として検討していたところであるが、東松島市から、宿泊施設として再利用する方向で検討するため、当会議の検討対象からは除外したいとの意向が示された。このため、総合評価は行わないこととしたが、当会議における評価意見等については検討の記録として以下に掲載する。

【施設概要】

H26. 7. 31 現在

施設名	かんぽの宿松島及びその付帯施設
所在市町	東松島市
規模・構造	鉄筋コンクリート造4階建て
所有者	施設所有者：日本郵政(株) 土地所有者：日本郵政(株)
被災状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・津波が2階まで浸水した。 ・利用客や地域住民132人が4階に避難し、翌日、自衛隊のヘリコプターにより全員が救出された。 ・現在は休業している。
市町の検討状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・市と日本郵政との間で、市への譲渡について協議している。 ・市では、民間事業者に貸与し、宿泊施設兼震災メモリアル施設、避難ビルとしての活用を検討している。 ・敷地内一部施設を、被災時のまま保存することを検討している。 ・隣接していたアネックススポーツランド（鉄筋コンクリート1階建て）はかんぽの宿松島が運営しており、津波により全壊した。 ・本体部分は宿泊施設等として活用するが、被災当時の写真を展示し、遠方からの宿泊者にも震災の経験や教訓を伝えていくことを考えている。また、当時の避難の状況を踏まえ、避難の重要性についても伝えていく考え。
地元の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民から、震災遺構としての保存及び活用を要望されている。
その他	



かんぽの宿松島



アネックススポーツランド

震災遺構の評価検討シート

対象施設	かんぽの宿松島及びその付帯施設
------	-----------------

【重要度の評価】 ※現地保存を前提として評価

意義	項目	評価の観点	評価意見
② 災害文化の伝承	③ 地域を越えたメッセージ性と次世代への継承	破壊力の痕跡	津波の破壊力を示す痕跡が残されているか ・ 宿泊施設は1階部分にようやく被災の痕跡が分かる程度で、特段津波の破壊力は感じられないが、スポーツ施設には津波の破壊力の凄まじさを感じる。 ・ スポーツ施設は被災状況も非常に大きなインパクトがあり、遺構として価値がある。 ・ スポーツ施設は鉄骨造、宿泊施設は鉄筋コンクリート造で、構造によって被災程度が異なっており、両方の関連を説明して残すことで意義がある。
		教訓	どのような教訓を導き出し得るか ・ 宿泊施設の4階に避難して利用客や住民が助かったというのは、ポジティブな教訓として評価できる。 ・ 宿泊施設は海に向かって曲面になっているため津波を受け流す効果があり被災程度が小さいことに繋がった。その受け流した力が隣のスポーツ施設にぶつかり、大きな被害となった。建物の建て方という点では教訓があると言える。
		発信力	発信力があるかまたはその可能性があるか ・ 民間の宿泊施設というのはこれだけであり、希少と言える。
① 鎮魂		鎮魂の場としての性格を有するかまたはその可能性があるか	

★ 総合評価 ★

1	震災遺構として、ぜひ保存すべき価値がある	
2	震災遺構として保存する意義は認められる	
3	上記1,2以外のもの	

【意見】

その他

- 遺構としての価値がはっきり認められるのはスポーツ施設であり、総合評価で宿泊施設をどう位置づけるか。
- ・ スポーツ施設は保存する意義はあると思われ、分けて考えた方がよいのではないか。
 - ・ 宿泊施設とスポーツ施設をセットで遺構ゾーンとして捉えることができるのではないか。
 - ・ 遺構としてはスポーツ施設とし、宿泊施設はその関連施設と整理することもできるのではないか。
- ・ 改修し宿泊施設として営業する施設を遺構と位置づけられるのか。
- ・ 市は遺構というものを広く解釈しているのではないか。住民の意向をもっとよく把握し、遺構として保存する理由付けも明確にした方がよい。